

契 約 書 (案)

1. 業 務 名 取締船基地浮棧橋 防舷材取り替え工事
2. 業 務 場 所 漁業管理課分室 (大分県大分市三佐)
3. 業 務 期 間 自 令和6年10月 日
至 令和7年3月28日
4. 請負契約金額 金_____,_____円
(うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 金_____,_____円)
5. 契約保証金 _____円

上記について 発注者 大分県知事 佐藤 樹一郎 と 請負者 _____ と
の間に次のとおり請負契約を締結する。

(総 則)

第1条 請負者は、設計図書に基づき、頭書の契約金額をもって、頭書の工期内に頭書の修繕を完成しなければならない。

(協 議)

第2条 設計図書に明記されていないものがある場合には、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

(工程表)

第3条 請負者は、契約締結後直ちに設計図書に基づく工程表を作成し、発注者に提出するものとする。

(契約の保証)

第4条 請負者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する

る法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、請負者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、請負者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められた場合、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（現場代理人及び主任技術者）

第5条 請負者は、現場代理人及び修繕場所における修繕の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。これらの者を変更したときも、同様とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金額の請求及び受領、契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。

3 現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。

（監督員）

第6条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を請負者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議。

二 設計書に基づく修繕施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾。

三 工程の管理、立会い、修繕施工状況の検査又は材料の試験若しくは検査。

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれ

の監督員の有する権限の内容を請負者に通知しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(一括委任または一括請負の禁止)

第8条 請負者は、本修繕の全部又は主体部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(一般的損害)

第9条 本修繕施工中、天災又は不可抗力と認められる以外の事由によって生じた損害については、請負者の責任と負担においてこれを保証するものとする。

(検査および引渡し)

第10条 請負者は、本修繕を完成したときは、その旨を文書で発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に請負者の立会いの上検査を行い、検査結果を請負者に通知しなければならない。

3 発注者は、第2項の検査において、修繕の完成を確認した後、直ちに目的物の引渡を受けるものとする。

4 発注者は、第2項の検査の結果不合格と認めたときは、補修又は改造を命ずるものとする。

5 請負者は、前項の手直し修繕を完成したときは、その旨を文書で発注者に通知し、検査を受けなければならない。

この場合において第2項の期間は、発注者が請負者から手直し修繕業務完了通知を受理した日から計算するものとする。

6 検査に直接要する経費及び手直し修繕の要する経費は請負者の負担とし、手直しに要する期間が頭書の工期を超過する部分については、遅延日数に参入するものとする。

(請負代金の変更)

第11条 請負代金額の変更は、発注者と請負者が協議して定める。

(請負契約代金の支払)

第12条 請負者は、第10条第2項の検査に合格したときは、所定の手続きに従って請負代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、請負者が提出する適法な請求書を受理した日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

(無償修繕)

第13条 発注者が、第10条第3項の引渡しの日から1箇年間のうちに設計図書による修繕箇所並びに取替部分からの原因によって生じた故障については請負者はこれの無償修繕の要求に応じなければならない。

(履行遅延の場合における損害金)

第14条 請負者の責任に帰する事由により工期内に本修繕を完成することができない場合において、期限後に完成する見込みにあるときに、発注者は、工期を延長して違約金を徴収するものとする。

2 前項の違約金の額は、請負契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額とするものとする。

3 発注者の責に帰する事由により、第12条第2項の請負代金の支払いが遅れた場合には、請負者は発注者に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約の解除)

第15条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、修繕に着手すべき期間を過ぎても修繕に着手しないとき。

二 その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に修繕を完成する見込みがないと認められるとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 請負者が第3項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 請負者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

3 前項の規定により契約が解除されたときは、請負者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 請負者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 第11条の規定により変更した請負契約金額が3分の2以上減少したとき。

二 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

5 請負者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(契約外の事項)

第16条 この契約書のほか、必要が生じたときは、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

発注者及び請負者は、本契約を信義に従って誠実に履行するものとし、この契約の証として本書2通を作成し双方捺印のうえ各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 大分県知事 佐藤 樹一郎

請負者 _____ 印